

## 7月開講

-7月3日・7月18日開講-

## 募集案内

## 求職者支援訓練

受講料無料 (テキスト代等は自己負担)

ハローワーク  
急がば学べ

ハロトレくん

開講日	7月3日(月)開講コース (短期・短時間特別訓練)	7月18日(火)開講コース
募集期間	令和5年5月22日(月)～6月14日(水)	令和5年5月19日(金)～6月26日(月)
選考日	令和5年6月20日(火)	令和5年6月30日(金)
選考結果通知日	令和5年6月26日(月)発送	令和5年7月6日(木)発送

※応募者が定員の半数に満たない場合は、開講を中止することがあります。

## 求職者支援訓練とは？

- ◎就職やスキルアップに必要な職業スキルや知識を習得できる厚生労働大臣認定の公的職業訓練です。
- ◎きめ細やかな就職支援が受けられます。
- ◎受講料は無料です。(テキスト代等は自己負担となります。)
- ◎一定の要件を満たした場合、職業訓練受講給付金\*が支給されます。\*詳細は裏表紙をご覧ください。

## 基礎コース (2～4か月)

最初の1か月の「職業能力開発講習」でビジネスマナーやコミュニケーションの方法などを学んだ上で、多くの職種に共通する基礎的な職業スキルを身につけるコースです。

## 実践コース (2～6か月)

基本的な能力と特定の職種に必要な、より実践的な内容を学ぶコースです。事務系をはじめ、IT、介護、デザイン、建築などのコースがあります。

## どんな人が受講できるの？

ハローワークに求職登録をしている方で、次のいずれにも該当する方

- ・労働の意思と能力があり、職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認める方
- ・雇用保険被保険者でない方
- ・公共職業訓練、求職者支援訓練の受講終了後1年未満でない方

※ 在職中(週の所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として求職者支援訓練を受講することはできません。

※ 求職者支援訓練の基礎コースを受講希望する場合は、過去に受講した訓練(公共職業訓練・求職者支援訓練(実践コース))終了後から2年を経過しなければ受講することはできません。

※ 職業相談の結果、ハローワークが連続受講が必要であることを認めた場合に限り連続受講が可能となります。求職者支援訓練の基礎コースを受講終了後1年以内の場合、公共職業訓練又は実践コースへの受講が可能です。

求職者支援訓練・  
求職者支援制度の詳細は  
千葉労働局ホームページ  
をご覧ください。



## お申し込み・ご相談はハローワークまで！

ご相談・受講申込みは、住所地を管轄するハローワークまで。(詳細はP.4をご覧ください)

ハローワーク開庁時間：月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分

## 7月3日 開講コース（短期・短時間特例訓練）※

募集期間：令和5年5月22日(月)～6月14日(水)

選考日：令和5年6月20日(火) 選考結果通知日：令和5年6月26日(月)発送

コース	No.	訓練コース番号	訓練科名	実施施設名	実施施設市(区)町村	定員	ページ
実践	1	5-05-12-002-03-0058	PCスキル&簿記 経理事務スタッフ養成科（短時間）	セレナ 船橋教室	船橋市	15	6

### ※短期・短時間特例訓練とは

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう支援することを目的とした訓練コースです。

○訓練期間：2週間～6ヶ月 ○訓練時間：月60時間



## 7月18日 開講コース

募集期間：令和5年5月19日(金)～6月26日(月)

選考日：令和5年6月30日(金) 選考結果通知日：令和5年7月6日(木)発送

コース	No.	訓練コース番号	訓練科名	実施施設名	実施施設市(区)町村	定員	ページ
基礎コース	2	5-05-12-001-00-0051	ビジネスパソコン（夜）基礎科	KIRIパソコン教室市原校	市原市	10	6
	3	5-05-12-001-03-0045	基本から学ぶオフィス事務 ・パソコンスキル養成科（短時間）	夏目ビジネスカレッジ	我孫子市	22	7
実践コース	4	5-05-12-002-03-0053	実務のためのパソコン科	キャリアスタジオ船橋学校	船橋市	20	7
	5	5-05-12-002-03-0052	経理・人事労務・パソコンスキル習得 （夜間）科	ヒラオ人材開発センター津田沼校	船橋市	29	8
	6	5-05-12-002-11-0047	基礎から学べるフローリスト養成科	エムフローラルデザインスクール	松戸市	20	8
	7	5-05-12-002-18-0046	建築CAD（2D・3D）BIM科	(株)建築資料研究社 日建学院 船橋校	船橋市	10	9
	8	5-05-12-002-19-0056	トータルビューティーネイル養成科	CRYSTAL総合美容訓練校	茂原市	15	9
	9	5-05-12-002-11-0057	未経験者OK！6カ月でじっくり学ぶ Webデザイナー科（eラーニング）	パソコンスクールアビバ	柏市	30	10
	10	5-05-12-002-03-0049	地域で活躍できる！ 広報担当者養成科（eラーニング）	ジョブトレ	富津市	30	11
	11	5-05-12-002-03-0050	DX人材として活躍できる 事務担当者養成科（eラーニング）	ジョブトレ	富津市	30	11



## 施設見学会及び説明会のご案内



訓練実施機関では、募集期間中に施設見学会を開催しており、施設の見学や訓練内容等の説明を受けることができます。適切な訓練コースの選択のために、見学や説明を聞かれることをお勧めします。見学等は原則として予約制ですので、各実施機関に事前に連絡をお願いします。

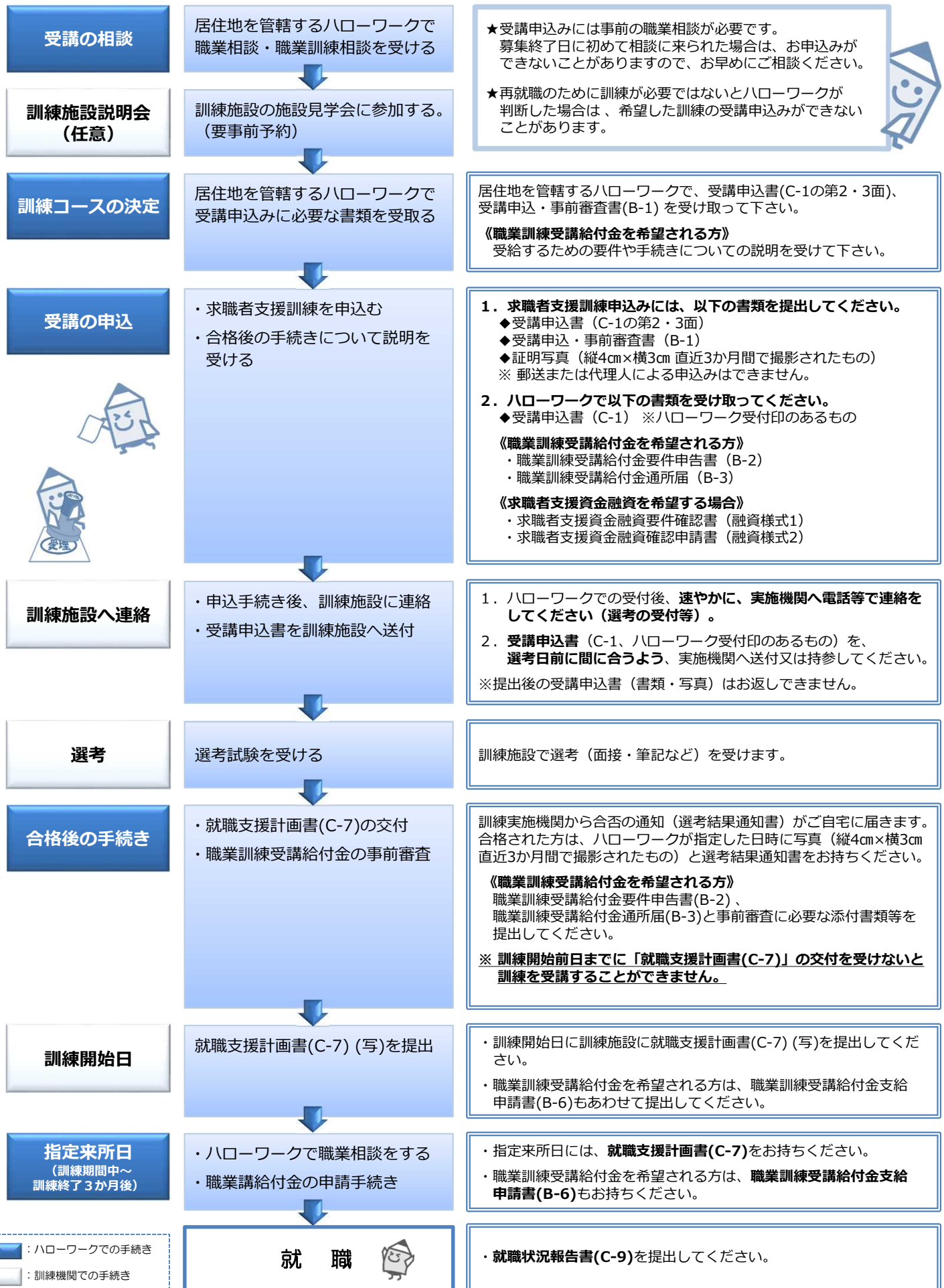
また、ハローワークにおいて、実施機関の担当者による説明会を開催する場合がございますので、ハローワークの訓練相談窓口でご確認ください。

コース	No.	施設見学会日程 ※予約制			
実践	1	募集期間内随時(平日)			
基礎	2	6月9日(金)14:00～		6月16日(金)14:00～	
基礎	3	募集期間中毎日(平日10:00～16:00)			
実践	4	募集期間内随時(平日)			
実践	5	募集期間内随時			
実践	6	6月2日(金) 10:00～	6月9日(金) 10:00～	6月16日(金) 10:00～	6月23日(金) 10:00～
実践	7	募集期間内随時			
実践	8	5月21日(日)	6月2日(金)	6月17日(土)	—
実践	9	(事前説明)随時実施			
実践	10	(事前説明)随時実施			
実践	11	(事前説明)随時実施			

**予約制です。  
事前に連絡してください。**



# 求職者支援訓練 受講手続きの流れ



# 求職者支援制度が変わります

2023年  
4月1日  
から

無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら、再就職、転職、スキルアップを目指す「求職者支援制度」は**2023年4月1日から**以下のように利用しやすくなります。

## 職業訓練受講給付金の支給要件の緩和

本人収入が月8万円以下
世帯全体の収入が月25万円以下
世帯全体の金融資産が300万円以下
現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない
訓練実施日全てに出席する必要があるが、病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席は訓練実施日の2割まで認める
世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない
過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定に給付金の支給を受けていない
過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

## 改正後 2023年4月以降に開始する訓練受講から

本人収入が月8万円以下
世帯全体の収入が <b>月30万円</b> 以下
世帯全体の金融資産が300万円以下
現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない
訓練実施日全てに出席する必要があるが、 <b>育児・介護を行う方や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については、欠席理由を証明できない場合であっても訓練実施日の2割まで欠席を認める</b>
世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない
過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定に給付金の支給を受けていない
過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

## 通所手当の支給対象の拡大

職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象者のみ

## 改正後 2023年4月以降に開始する訓練受講から

職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象者 **+ 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならないが、収入が一定額以下\*かつ他の支給要件を満たす方については、通所手当のみ支給**  
\*本人収入月12万円以下、世帯収入月34万円以下

## 訓練対象者の拡大


再就職や転職を目指す方


## 改正後 2023年4月以降に開始する訓練の受講申し込みから

再就職や転職を目指す方 **+ 直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す方\***  
\*雇用保険被保険者は対象になりません

科目番号 1 実践		(短期・短時間特例訓練) PCスキル&簿記 経理事務スタッフ養成科(短時間)		訓練コースNo. 5-05-12-002-03-0058	
実施施設		セレナ 船橋教室 住所: 船橋市湊町2-11-3 ASビル2階		TEL: 047-437-8015 アクセス: 京成 船橋駅 徒歩10分 JR 船橋駅 徒歩12分	
訓練期間	7月3日 ~ 10月31日 (4ヶ月) (訓練日数73日)	訓練時間	9時10分 ~ 13時10分		
施設見学会	募集期間中、土・日・祝日を除き随時対応 ※電話、またはメール(info@serena-corp.com)にてご予約ください。	定員	15名		
訓練対象者の条件	訓練期間や訓練時間に配慮が必要な方 ※在職中でなくともハローワークで認められた方は受講可能です	自己負担額	テキスト代 11,330円 (税込)		
訓練目標	会計、経理の知識と実践を学び、表計算ソフトの機能を習熟し、経理事務スタッフへの多岐にわたるニーズに応え、成果をだせる力を身につける。				
取得できる資格	・MOS Word 2019、Excel 2019 (マイクロソフト) ・日商電子会計実務 3級 (日本商工会議所) ※任意受験です (受験料別途自己負担) ・日商簿記検定 3級 (日本商工会議所)				
訓練内容	学科	・安全衛生 ・就職支援 ・簿記概論			
	実技	・簿記実習 ・経理実務演習 ・文書作成実習 ・表計算基礎実習 ・表計算応用実習			
	その他	・職業人講話			

科目番号 2 基礎		ビジネスパソコン(夜)基礎科		訓練コースNo. 5-05-12-001-00-0051	
実施施設		KIRIパソコン教室市原校 住所: 市原市八幡1345-2		TEL: 0436-42-4877 アクセス: JR 八幡宿駅 徒歩6分	
訓練期間	7月18日 ~ 11月16日 (4ヶ月) (訓練日数82日)	訓練時間	15時40分 ~ 20時30分		
施設見学会	1回目: 6月9日(金)14:00~ 2回目: 6月16日(金)14:00~ ※要事前予約	定員	10名		
訓練対象者の条件	パソコンでの文字入力ができる方	自己負担額	テキスト代 8,250円 (税込)		
訓練目標	社会人として必要な職業能力の基礎となるコミュニケーション力、ビジネスマナー等を身に付け、事務用ソフトウェア(文書作成、表計算、プレゼンテーション)の操作実習とWebページ作成実習により、パソコンを必要とするあらゆる業種・職種で就労できるパソコン技術を習得する。				
取得できる資格	Microsoft Office Specialist 2016(Word、Excel、PowerPoint) ※任意受験です(受験料別途自己負担)				
訓練内容	職業能力開発講習	・ビジネステクニック ・ビジネスヒューマン ・就職活動計画 ・職業生活設計			
	学科	・安全衛生 ・就職支援 ・ビジネス文書知識			
	実技	・文書作成実習 ・表計算実習 ・プレゼンテーション実習 ・Web作成実習			
	その他	・職業人講話			

科目番号 <b>3</b> 基礎	訓練コースNo. 5-05-12-001-03-0045 <b>基本から学ぶオフィス事務 ・パソコンスキル養成科(短時間)</b>			
実施施設	夏目ビジネスカレッジ 住所： 我孫子市天王台1-24-4 川村第13ビル4F		TEL: 04-7183-8688 アクセス: JR 天王台駅 徒歩1分	
訓練期間	7月18日 ~ 11月17日 (4ヶ月) (訓練日数75日)	訓練時間	9時30分 ~ 15時00分	
施設見学会	募集期間中毎日実施(要予約)10:00~16:00 ※土日祝は除きます。	定員	22名	
訓練対象者の条件	特になし	自己負担額	テキスト代 5,000円 (税込)	
訓練目標	社会人として必須のパソコンスキル及び総務・会計事務を習得、幅広い分野で求められる人材の育成を目指す。			
取得できる資格	・MOS Word 2019 Expert/MOS Excel 2019 Expert/MOS PowerPoint 2019 (Microsoft) ・日商電子会計実務検定試験3級(日本商工会議所) ※任意受験です ・ICTプロフィシエンシー検定試験3級(P検)(ICTプロフィシエンシー検定協会) (受験料別途自己負担)			
訓練内容	職業能力開発講習	・ビジネステクニック ・ビジネスヒューマン ・就職活動計画 ・職業生活設計		
	学科	・安全衛生 ・情報セキュリティ概論 ・簿記概論 ・プレゼンテーション資料知識 ・Webサイト更新知識 ・Webページ活用知識		
	実技	・ワープロソフト操作実習 ・文書作成実習 ・表計算ソフト操作基礎実習 ・表計算ソフト操作応用実習 ・表計算データ処理実習 ・総務・労務管理基礎実習 ・会計ソフト操作実習 ・プレゼンソフト操作実習 ・プレゼン資料作成実習 ・Web構築基礎実習 ・Webページ更新実習		
	その他	職業人講話 ※他の訓練科と合同で実施する場合があります。		


科目番号 <b>4</b> 実践	訓練コースNo. 5-05-12-002-03-0053 <b>実務のためのパソコン科</b>			
実施施設	キャリアスタジオ船橋学校 住所： 船橋市本町3-32-20 東信船橋ビル		TEL: 043-306-3345 アクセス: JR 船橋駅 徒歩10分	
訓練期間	7月18日 ~ 10月17日 (3ヶ月) (訓練日数58日)	訓練時間	9時30分 ~ 16時10分	
施設見学会	募集期間中、土・日・祝日を除き随時対応 (見学を希望される方は予め予約をお願いします)	定員	20名	
訓練対象者の条件	PCの基本的なキー入力、マウス操作ができる方	自己負担額	テキスト代 13,090円 (税込)	
訓練目標	一般的なビジネスシーンにおいてPC操作をスムーズに実行できるスキルを習得する。Officeソフトの操作を円滑に実行し基本的な関数を使用して、実務的な文書、帳票やプレゼン資料の作成を滞りなく遂行する技術を習得する。また、Accessにてデータベース構築の実習を行う。			
取得できる資格	・MOS Word 2019、Excel 2019、PowerPoint 2019、Access 2016 (認定機関 Microsoft Corporation) ・日商PC検定試験 文書作成3級、データ活用3級 (認定機関 日本商工会議所) ※任意受験です(受験料別途自己負担)			
訓練内容	学科	・安全衛生 ・就職支援		
	実技	・パソコン基本操作実習 ・表計算操作実習 ・ワープロ操作実習 ・プレゼンテーションソフト操作実習 ・データベース操作実習1 ・データベース操作実習2		
	その他	職業人講話		


科目番号 5 実践		訓練コースNo. 5-05-12-002-03-0052	
<b>実施施設</b>		<b>ヒラオ人材開発センター津田沼校</b> TEL: 047-493-3815 住所: 船橋市前原西2-34-10 米本ビル アクセス: JR 津田沼駅 徒歩4分 新京成 新津田沼駅 徒歩6分	
<b>訓練期間</b>	7月18日 ~ 1月15日 (6ヶ月) (訓練日数122日)	<b>訓練時間</b>	15時40分 ~ 20時30分
<b>施設見学会</b>	募集期間中に随時実施(要事前予約)	<b>定員</b>	29名
<b>訓練対象者の条件</b>	特になし	<b>自己負担額</b>	テキスト代 15,000円 (税込)
<b>訓練目標</b>	経理や人事・労務、パソコン(文書作成・表計算)などの知識、スキルを身につけ、 中小企業や会計事務所、社会保険労務士事務所などでの事務職としての就業を目指す		
<b>取得できる資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日商簿記検定2級・3級 (日本商工会議所)</li> <li>・電子会計実務検定3級(弥生会計) (日本商工会議所)</li> <li>・給与計算実務能力検定2級 (一般財団法人職業技能振興会)</li> <li>・MOSワード2019・エクセル2019 (マイクロソフト)</li> </ul> ※任意受験です (受験料別途自己負担)		
<b>訓練内容</b>	<b>学科</b>	・安全衛生 ・簿記基礎 ・商業簿記Ⅰ ・商業簿記Ⅱ ・工業簿記 ・人事労務法規 ・就職支援	
	<b>実技</b>	・経理実務演習 ・人事労務実務演習 ・パソコン基礎演習 ・文書作成基礎演習 ・文書作成応用演習 ・表計算基礎演習 ・表計算応用演習	
	<b>その他</b>	・職業人講話	


科目番号 6 実践		訓練コースNo. 5-05-12-002-11-0047	
<b>実施施設</b>		<b>エイムフローラルデザインスクール</b> TEL: 047-348-3330 住所: 松戸市新松戸4-236-1 新松戸田中ビル アクセス: JR 新松戸駅 徒歩9分	
<b>訓練期間</b>	7月18日 ~ 12月15日 (5ヶ月) (訓練日数85日)	<b>訓練時間</b>	9時15分 ~ 15時40分
<b>施設見学会</b>	6月2日(金)、6月9日(金)、6月16日(金)、 6月23日(金) いずれも10:00~ (要事前予約)	<b>定員</b>	20名
<b>訓練対象者の条件</b>	特になし	<b>自己負担額</b>	テキスト代 6,050円 (税込)
<b>訓練目標</b>	花全般に関する知識・技能を習得し、フラワービジネス業界に戦力として活躍できる人材を育成し 早期就職を目指す。		
<b>取得できる資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラワーデザイナー資格検定試験3級 (公益社団法人日本フラワーデザイナー協会)</li> <li>・アシスタントウェディングプランナー検定試験 (日本ウェディングプランナーネットワーク協会)</li> <li>・国家資格フラワー装飾技能士3級 (厚生労働省)</li> </ul> ※任意受験です (受験料別途自己負担)		
<b>訓練内容</b>	<b>学科</b>	・フラワーデザイン概論 ・販売と流通の基礎知識 ・装飾学 ・マーケティング知識 ・構成理論 ・造形要素と秩序 ・色彩学 ・安全衛生 ・就職支援※	
	<b>実技</b>	・アレンジメント基礎実習※ ・アレンジメント応用実習※ ・花束実習※ ・コサージュ実習※ ・ブーケ実習※ ・リボン実習※ ・店舗ワーク実習※	
	<b>その他</b>	・職場体験※ ・職業人講話※	

※他の訓練科と合同で実施する場合があります。



科目番号 7 実践	訓練コースNo. 5-05-12-002-18-0046			
実施施設	(株)建築資料研究社 日建学院 船橋校 住所: 船橋市本町1-26-2 船橋SFビル1F		TEL: 047-422-7501 アクセス: JR・京成 船橋駅 徒歩3分	
訓練期間	7月18日 ~ 1月17日 (6ヶ月) (訓練日数107日)	訓練時間	9時30分 ~ 16時10分	
施設見学会	随時実施 ※募集期間に限ります。 事前に電話にて予約して下さい。	定員	10名	
訓練対象者の条件	パソコンの基本操作(文字入力、マウス操作、フォルダ作成など)ができる方。	自己負担額	テキスト代 16,000円 (税込)	
訓練目標	建築図面の作成・編集に必要な知識や作図技法を習得し、建築CADオペレーターに役立つパソコンスキル及びCAD・BIMソフトの使い方を習得する。			
取得できる資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オートデスク認定資格プログラム AutoCAD ユーザー (オートデスク株式会社)</li> <li>・オートデスク認定資格プログラム Revit Architecture ユーザー (オートデスク株式会社)</li> <li>・MOS Word2016、Excel2016 (Microsoft)</li> <li>・建築CAD検定試験 3級/2級 (全国建築CAD連盟) ※任意受験です(受験料別途自己負担)</li> </ul>			
訓練内容	学科	・安全衛生 ・就職支援 ・建築知識		
	実技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン基礎演習 ・文書作成基礎演習 ・文書作成応用演習 ・表計算ソフト基礎演習</li> <li>・表計算ソフト応用演習 ・プレゼンテーション演習 ・設計製図基礎 ・設計製図応用</li> <li>・CAD入門 ・建築CAD基礎演習 ・建築CAD応用演習 ・BIM基礎演習 ・BIM応用演習</li> </ul>		
	その他	・職業人講話		

科目番号 8 実践	訓練コースNo. 5-05-12-002-19-0056			
実施施設	CRYSTAL総合美容訓練校 住所: 茂原市千代田町1-9-4 Kビル		TEL:080-6637-1831, 080-5529-3295 アクセス: JR 茂原駅 徒歩3分	
訓練期間	7月18日 ~ 11月14日 (4ヶ月) (訓練日数74日)	訓練時間	10時00分 ~ 17時25分	
施設見学会	5月21日(日)、6月2日(金)、6月17日(土) ※見学を希望される方は、あらかじめ予約をお願いします。	定員	15名	
訓練対象者の条件	特になし	自己負担額	テキスト代 15,000円 (税込) 職場見学先への交通費(実費)	
訓練目標	ネイルだけでなく、美容全般の知識を習得し、職場における即戦力として活躍できるネイリストを目指す			
取得できる資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JNAジェルネイル技能検定初級、中級(初級合格者のみ) (日本ネイリスト協会)</li> <li>・ネイルサロン衛生管理士 (日本ネイリスト協会)</li> <li>・JNECネイリスト技能検定3級、2級(3級合格者のみ) (日本ネイリスト検定試験センター)</li> </ul>			
訓練内容	学科	・就職支援 ・安全管理と衛生 ・ネイル基礎理論 ・総合美容理論 ・顧客対応知識		
	実技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネイルケア・カラーの実習 ・ネイルアート実習 ・リペア実習 ・ジェルネイル基礎実習 I</li> <li>・ジェルネイル基礎実習 II ・ジェルアート実習 ・ネイル総合演習 ・総合美容実習</li> <li>・アート作品制作</li> </ul>		
	その他	・職場見学 ・職業人講話		


科目番号 9 実践	訓練コースNo. 5-05-12-002-11-0057 未経験者OK! 6ヵ月でじっくり学ぶ Webデザイナー科(eラーニング)			
実施施設	パソコンスクールアビバ 住所: 柏市柏2-2-4 細田ビル3F		※下記の留意事項をご確認ください。 TEL: 080-4459-2951	
訓練期間	7月18日 ~ 1月17日 (6ヶ月)	訓練時間	543時間(総訓練時間)	
訓練実施方法	eラーニング及びオンライン(通所による訓練なし)	定員	30名	
自己負担額	テキスト代 0円(税込)・受講料無料・ソフト代11,880円(税込)(Adobe Creative Cloud 1,980円/月×6か月) eラーニングコース受講に係るパソコン、モバイルルーター等をご自身でご用意ください。			
訓練対象者の条件	①育児・介護中の方、②居住地域に訓練実施施設がない方、③在職中の方(雇用保険被保険者は対象外)等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする方、自宅にパソコン等の情報通信機器を備え、通信費の負担ができる方			
訓練目標	Webデザイナーとして必要なIllustrator、Photoshop、Webサイト制作・運用の基本作業ができるようになる。			
取得できる資格	・Illustrator®クリエイター能力認定試験 スタンダード・エキスパート ※任意受験です ・Photoshop®クリエイター能力認定試験 スタンダード・エキスパート (受験料別途自己負担)			
訓練内容	学科	・安全衛生 ・Webマーケティング入門 ・就職支援		
	実技	・イラスト制作入門 ・イラスト制作基本 ・イラスト制作活用 ・写真素材レタッチ・加工入門 ・写真素材レタッチ・加工基本 ・写真素材レタッチ・加工活用 ・イラスト制作応用 ・写真素材レタッチ・加工応用 ・イラスト制作実践 ・写真素材レタッチ・加工実践 ・デザイン性の高いドキュメント作成基本 ・Web構成パーツ作成 ・デザイン性の高いドキュメント作成応用 ・Web制作入門 ・Web制作基礎 ・Web制作基本 ・Web制作活用 ・Web制作言語基本 ・Web制作言語基礎 ・Web制作応用 ・Web制作実践 ・成績考査		
	その他	・職業人講話		


### 【eラーニングコースに係る留意事項 (㊦ パソコンスクールアビバ)】

選考に係る留意事項	
選考日	6月30日 オンライン面接 ※Zoomでの開催となりますが、別途お知らせします。
事前説明会	随時電話にて受け付けております。全てオンラインで開催します。 お問い合わせの上ご参加下さい。(月~金ojima.kiyonori@link-academy.co.jp TEL080-4459-2951)


eラーニングコースに係る留意事項	
<p>①受講にあたって用意が必要な設備(機器・推奨環境・インターネット接続環境)等の詳細は下記を参照してください。</p> <p>②対面指導等の双方向で行う場合は、Zoomを使用します。</p> <p>③訓練カリキュラムについて、1週間程度の期間を要する分量で内容に関連性が認められるものを「ユニット」として設定し、各「ユニット」の受講修了ごとに確認テストを実施します。</p> <p>④1週間に1度、オンラインによる対面指導を行います。</p>	

注意事項	
<p>・パソコンや通信環境はご自身でご用意いただきます。</p> <p>&lt;推奨環境&gt; OS:Microsoft Windows 8 / 8.1/10 画面解像度: 1024 × 768dpi 以上 ブラウザ:Google Chrome Ver46 以上 設定: JavaScript ・ ActiveX が有効 通信環境: 2Mbps 以上 (ブロードバンド推奨)</p> <p>※PCの空き容量、その他詳細についてはお問い合わせください。</p> <p>・使用するソフトウェア Adobe Creative Cloud を受講者ご自身でご用意いただきます。</p> <p>・公共無線 LAN (FreeWi-Fi 等)を使用して訓練を受講しないようにしてください。</p> <p>・キャリアコンサルティング等をオンラインで実施します。パソコンには、カメラ、マイク機能が必須です。</p> <p>・各ユニット終了ごとに受けていただく「習得度確認テスト」の正答率が3回連続で 8 割未満となった場合は、理由を問わず退校処分となります。</p>	

科目番号 10 実践		訓練コースNo. 5-05-12-002-03-0049	
地域で活躍できる！ 広報担当者養成科(eラーニング)			
実施施設	ジョブトレ 住所： 富津市金谷3870番地	※P.12の留意事項をご確認ください。 TEL: 050-8884-5051	
訓練期間	7月18日 ~ 10月11日 (2ヶ月)	訓練時間	229時間(総訓練時間)
訓練実施方法	eラーニング及びオンライン(通所による訓練なし)	定員	30名
自己負担額	受講料 無料 / テキスト代 なし / パソコン・モバイルルーター等の貸与 なし / 通信費 実費		
訓練対象者の条件	インターネットに接続可能なパソコンをお持ちの方、自宅あるいは作業環境においてインターネット通信環境を用意できる方、キーボード操作・ファイル操作ができる方、育児・介護中の方、通所可能な範囲に訓練実施施設がない方、在職中の方(雇用保険被保険者の方は対象外)等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする方		
訓練目標	中小～ベンチャー企業において、採用広報やPR/IRなどの社外広報や、社内報やブランディングなどの社内広報の業務の企画～運用ができる。		
訓練内容	学科	・安全衛生 ・Webツール基礎 ・工程管理・目標管理 ・広報活動概論 ・就職支援	
	実技	・ビジネスコミュニケーション実習 ・社外広報実習 ・文章作成実習 ・サイト制作実習 ・マーケティング基礎実習 ・社内広報実習 ・サイト運用実習 ・ソーシャルメディア運用実習 ・広告運用実習 ・コンテンツ制作実習 ・定期考査	
	その他	・職業人講話	

科目番号 11 実践		訓練コースNo. 5-05-12-002-03-0050	
DX人材として活躍できる 事務担当者養成科(eラーニング)			
実施施設	ジョブトレ 住所： 富津市金谷3870番地	※P.12の留意事項をご確認ください。 TEL: 050-8884-5051	
訓練期間	7月18日 ~ 9月15日 (2ヶ月)	訓練時間	166時間(総訓練時間)
訓練実施方法	eラーニング及びオンライン(通所による訓練なし)	定員	30名
自己負担額	受講料 無料 / テキスト代 なし / パソコン・モバイルルーター等の貸与 なし / 通信費 実費 officeソフト 利用料 1,284円×2か月=2,568円 ※未保有者のみ		
訓練対象者の条件	インターネットに接続可能なパソコンをお持ちの方、自宅あるいは作業環境においてインターネット通信環境を用意できる方、キーボード操作・ファイル操作ができる方、育児・介護中の方、通所可能な範囲に訓練実施施設がない方、在職中の方(雇用保険被保険者の方は対象外)等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする方		
訓練目標	中小～ベンチャーにおいて、一般事務から経理、労務がこなせ、ITツールを用いた業務の効率化やDX化を推進できる事務担当者になる。		
訓練内容	学科	・安全衛生 ・事務ツール基礎 ・工程管理・目標管理 ・就職支援 ・サポート業務の心得 ・労務概論 ・経理概論 ・DX支援の基礎	
	実技	・事務ツール演習 ・サポート業務演習 ・表計算演習 ・労務実習 ・経理実習 ・事務業務の効率化ツール導入実践 ・DX支援実践 ・ノーコードサイト制作 ・サイト運用・SNS運用 ・定期考査	
	その他	・職業人講話	

## 【eラーニングコースに係る留意事項 (⑩⑪ ジョブトレ)】

選考に係る留意事項		
選考日	6月30日 オンライン面接	ワークキャリア 公式LINE 
持ち物	パソコンのスペックおよび通信環境が分かるもの	
事前説明	随時実施可能です。 電話(050-8884-5051)もしくはワークキャリア公式LINEへお問い合わせください。	

オンラインによる面接、個人指導、キャリアコンサルティングに係る留意事項			
必要機材	パソコン(Webカメラ、マイク)	使用ソフト	Zoom等
必要スペック	CPUがデュアルコア2Ghz 以上(Core i3 やRyzen 3 等)メモリが8GB 以上 Windows   10以上、MacOS   10.15以上あること		
インターネット 接続環境	オンラインによるビデオ通話を支障なく行える速度が必要です (目安としては、上りと下りの双方で実測値が1.5Mbps 以上)。		

eラーニングコースに係る留意事項
<p>訓練カリキュラムについて、1週間程度の期間を要する分量で内容に関連性が認められるものを「ユニット」として設定し、各「ユニット」の受講修了ごとに確認テストを実施します。1週間に1度、オンラインによる対面指導を行います。</p>



# 訓練修了生の声

パソコン初心者でしたが、  
分からない所も講師の先生が  
丁寧に教えて下さいました。  
MOS資格も取得し、希望して  
いた事務職の正社員で就職  
が決まりました。

(20代・女性)

キャリアカウンセリングを通  
じ、自分の経歴を改めて見つ  
め直し、強みとなる点を認識  
できました。相談できる環境  
でありがたいと思いました。

(40代・女性)

今までフリーターをしてきま  
したが、定職に就き自立する  
ため訓練を受講しました。  
資格を取得したことで自信が  
つき、面接でもアピールポイ  
ントになりました。

(20代・男性)

小さい子供がおり、通学での  
訓練を諦めていましたが、在  
宅で学べる訓練があると知り、  
応募しました。指導も丁寧で  
とても分かりやすく、楽しく  
学習することができました。

(30代・女性)

訓練終了後に就職した方々から、  
たくさんの声が届いています！



いつでも、  
どこでも可能に！

デジタル化で使いやすさUP!

ジョブ・カードがつくれる、わかる

**マイジョブ・カード**

オンラインで、いつでもアクセス!

ジョブ・カードの  
作成・保存・更新が、



## ジョブ・カードとは？

求職活動だけでなくキャリア形成に使える便利なツールです。

ジョブ・カードは、厚生労働省が様式を定め、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールとして広く普及を進めています。キャリアコンサルティングなどの相談支援の場面でも用いられ、学生、在職者、求職者など幅広い方の求職活動やキャリア形成にジョブ・カードが役立ちます。

求職者支援訓練では、訓練期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施しています。



ジョブ・カードで、今の自分を知る。  
自分の強みや価値観、そして  
将来の『キャリアプラン』が  
見えてきます。

WEBサイト「マイジョブ・カード」でキャリアプランニングを始めよう！

▶ **今すぐアクセス！** —————

マイジョブ・カード

検索



14 <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

## ●県内ハローワーク訓練相談窓口一覧

施設名称	TEL	所在地	管轄
ハローワーク千葉	043-242-1181 (部門コード)42#	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	千葉市のうち中央区(千葉南所の管轄を除く)、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町
ハローワーク千葉南	043-300-8609 (部門コード)42#	〒260-0842 千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3階・4階	千葉市中央区のうち赤井町、今井、今井町、鶉の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我、蘇我町、大巖寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎町、村田町、若草、緑区、市原市、東金市、大網白里市、九十九里町
ハローワーク市川	047-370-8609 (部門コード)42#	〒272-8543 市川市南八幡5-11-21	市川市、浦安市
ハローワーク銚子	0479-22-7406	〒288-0041 銚子市中央町8-16 1階	銚子市、匝瑳市、旭市
ハローワーク館山	0470-22-2236	〒294-0047 館山市八幡815-2	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
ハローワーク木更津	0438-25-8609 (部門コード)41#	〒292-0831 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル 5階	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
ハローワーク佐原	0478-55-1132	〒287-0002 香取市北1-3-2	香取市、香取郡
ハローワーク茂原	0475-25-8609	〒297-0078 茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1階	茂原市、長生郡
ハローワーク茂原 いすみ出張所	0470-62-3551	〒298-0004 いすみ市大原8000-1	いすみ市、勝浦市、夷隅郡
ハローワーク松戸	047-367-8609 (部門コード)43#	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	松戸市、柏市、流山市、我孫子市
ハローワーク松戸 野田出張所	04-7124-4181	〒278-0027 野田市みずき2-6-1	野田市
ハローワーク船橋	(第二庁舎) 047-420-8609 (部門コード)42#	(第二庁舎) 〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル7階	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
ハローワーク成田	(駅前庁舎) 0476-89-1700 (部門コード)41#	(駅前庁舎) 〒286-0033 成田市花崎町828-11 スカイタウン成田3階	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、山武郡のうち芝山町

# ◆ 訓練受講中の支援について

## 雇用保険

雇用保険を受給できる方がハローワークの受講指示により求職者支援訓練を受講する場合、訓練終了まで雇用保険の基本手当が延長されるほか、受講手当や交通費が支給されます。受講指示を受けるためには、訓練を受講することが適職に就くために必要であることなど、いくつかの条件があります。受講指示の対象になるかどうかは、ハローワーク訓練窓口でご確認ください。

## 職業訓練受講給付金

雇用保険を受給出来ない方は、下記の支給要件を満たす場合、訓練期間中、職業訓練受講給付金を受給することができます。支給を希望する方は、ハローワーク訓練窓口へご相談ください。

### ◆ 支給額

#### ● 職業訓練受講手当：月額10万円

- ※ 職業訓練受講給付金（訓練受講手当、通所手当、寄宿手当）は、支給単位期間（原則1か月）ごとに支給します。「支給単位期間」とは、原則訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間のことを指します。支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日にハローワークに在所し、支給申請と職業相談を行います。
- ※ 支給単位期間における「職業訓練受講給付金」の対象となる日数が28日未満の場合は、支給額を別途算定します。

#### ● 通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限あり）

- ※ 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路及び方法による運賃等の額となります。
- ※ 交通機関を利用する方は、自宅から訓練施設までの最短距離が2Km以上の場合に支給されます。
- ※ 支給申請の際、通所経路確認のため、定期券等の提示を求められることがあります。

#### ● 寄宿手当：月額10,700円／月（訓練受講のため同居の配偶者等と別居し寄宿する場合）

職業訓練受講手当を受給できる方で、以下の①～③のいずれかに該当するため、公的職業訓練の訓練施設に付属する宿泊施設やその他の施設（アパート、貸間、下宿など）に寄宿する必要があるとハローワークが認めた方に支給されます。

- ① 通常の交通機関を利用して通所するための往復所要時間がおおむね4時間以上であるとき
- ② 交通機関の始（終）発等の便が悪く、通所に著しい障害を与えるとき
- ③ 訓練を受講する訓練施設の特殊性によって寄宿を余儀なくされるとき

### ◆ 支給要件

- 1 全ての訓練実施日に出席すること（※1）  
（病気などやむを得ない理由により欠席し、証明できる場合でも、支給単位期間で8割以上の出席が必要です。（※2）ただし、育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については、欠席の理由が証明できない場合であっても、訓練実施日の2割までは欠席を認めます。（日割り減額）
- 2 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- 3 本人の収入が、支給申請対象の支給単位期間中において8万円以下であること（※3）
- 4 世帯全体の収入が、支給単位期間中30万円以下であること（※3※4）
- 5 世帯全体の金融資産が300万円以下であること（※4）
- 6 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- 7 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受講する人がいないこと（※4）
- 8 既にこの給付金を受給したことがある方は、前回の受給から6年以上経過していること（※5）
- 9 訓練期間中～訓練終了後、指定来所日にハローワークに在所し職業相談を受けること
- 10 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがないこと

なお、上記3または4を満たさない場合であっても、収入が一定額以下（本人収入月12万円以下、世帯収入月34万円以下）で上記3および4以外を満たす場合は、通所手当のみ支給可能です。（※3※4）

※1 「出席」とは、訓練実施日にすべてのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合、1日の総時限（コマ）数のうち、半分以上の時限に出席している場合は、「2分の1日出席」として取扱います（時限ごとの出席は、その時限のすべての時間に出席していることが必要です）。

なお、eラーニングコースにおける出席要件については、別途ハローワークに確認してください。

※2 「8割以上」の出席とは、支給単位期間ごとに訓練実施日数から欠席した日数と「2分の1日出席」した日数を控除して、出席日数を算定（端数が生じた場合は切り捨て）し、支給単位期間ごとに訓練実施日数に占める当該出席日数の割合が8割以上であることを指します。

※3 「収入」とは、税引前の給与（賞与含）、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費その他全般の収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。

※4 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。

※5 基礎コースに続けて実践コースもしくは公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となることがあります。

### ○ 求職者支援資金融資について ※返済が必要です。返済免除制度はありません。

職業訓練受講給付金を受給できる方で、職業訓練受講給付金だけでは生活費が不足する方は、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の貸付制度を利用することができます。貸付の上限額は、同居又は生計を一にする別居の配偶者等がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。